

最終保障供給約款以外の供給条件の内容

1 適用範囲

この最終保障供給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）は、電気最終保障供給約款（2025年3月14日届出。以下「最終保障供給約款」といい、最終保障供給約款が届出により変更された場合は、変更後の最終保障供給約款をいいます。）にもとづき高圧で電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

2 適用期間

適用期間は、2026年2月1日から2026年4月30日までといたします。

3 燃料費調整

燃料費調整とは、最終保障供給約款15(最終保障電力A)(4)、最終保障供給約款16(最終保障電力B)(4)もしくは最終保障供給約款17(最終保障予備電力)(3)の電力量料金において、燃料費調整額を差し引くことまたは加えることをいいます。

なお、最終保障供給約款別表3（市場価格調整）(2)に定める調整基準単価の算定にあたっては、本供給条件によって算定された燃料費調整単価によらず、最終保障供給約款に定めるところによるものといたします。

4 料金

2(適用期間)に定める適用期間における、最終保障供給約款15(最終保障電力A)(4)、最終保障供給約款16(最終保障電力B)(4)もしくは最終保障供給約款17(最終保障予備電力)(3)の電力量料金は、最終保障供給約款に定める燃料費調整によらず、燃料費調整単価が別表(燃料費調整)1(2)口(イ)、(ロ)または(ハ)により算定される場合は、別表(燃料費調整)1(3)によって算定された燃料費調整額を差し引くものとし、燃料費調整単価が別表(燃料費調整)1(2)口(ニ)により算定される場合は、別表(燃料費調整)1(3)によって算定された燃料費調整額を加えるものといたします。

5 その他の

その他の事項については、最終保障供給約款に定めるところによるものといたします。

別 表(燃料費調整)

1 燃料費調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$\alpha = 0.0415$

$\beta = 0.0745$

$\gamma = 1.2499$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(2) 燃料費調整単価

イ 基準となる燃料費調整単価

(イ) 本供給条件における基準となる燃料費調整単価（以下「基準燃料費調整単価」といいます。）は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、基準燃料費調整単価の単位は、1 錢とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

a 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 79, 800 円を下回る場合

$$\frac{\text{基準燃料費}}{\text{調整単価}} = (79, 800 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1, 000}$$

b 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 79, 800 円を上回る場合

$$\frac{\text{基準燃料費}}{\text{調整単価}} = (\text{平均燃料価格} - 79, 800 \text{ 円}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1, 000}$$

(ロ) 基準燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された基準燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に對応する次の基準燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価の算定に適用いたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
2025年9月1日から 2025年11月30日までの期間	2026年2月1日から2026年2月28日 までの期間
2025年10月1日から 2025年12月31日までの期間	2026年3月1日から2026年3月31日 までの期間
2025年11月1日から 2026年1月31日までの期間	2026年4月1日から2026年4月30日 までの期間

ロ 2 (適用期間) に定める適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が79,800円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = \text{基準燃料費調整単価} + (\text{ホ}) \text{に定める特別措置の燃料費調整単価}$$

(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が79,800円の場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{ホ}) \text{に定める特別措置の燃料費調整単価}$$

(ハ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が79,800円を上回り, かつ, 基準燃料費調整単価が, (ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{ホ}) \text{に定める特別措置の燃料費調整単価} - \text{基準燃料費調整単価}$$

(ニ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が79,800円を上回り, かつ, 基準燃料費調整単価が, (ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価以上となる場合

$$\text{燃料費調整単価} = \text{基準燃料費調整単価} - (\text{ホ}) \text{に定める特別措置の燃料費調整単価}$$

(ホ) 特別措置の燃料費調整単価

特別措置の燃料費調整単価は, 次のとおりといたします。

	2026年2月1日から2026年 3月31日までの期間	2026年4月1日から2026年 4月30日までの期間
1キロワット時につき	2円30銭	80銭

(3) 燃料費調整額

燃料費調整額は, その1月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

2 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	15 錢7厘
-------------	--------

3 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、1（燃料費調整額の算定）(1)の各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および1（燃料費調整額の算定）(2)によって算定された燃料費調整単価を、インターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。